

平成21年11月27日

文部科学大臣 川端 達夫 殿
文部科学副大臣 中川 正春 殿
文部科学大臣政務官 後藤 斎 殿

| | | |
|--------|-------------------|--------|
| 北海道大学 | 理事・副学長・産学連携本部長 | 岡田 尚武 |
| 東北大学 | 理事・産学連携推進本部長 | 飯島 敏夫 |
| 筑波大学 | 理事・副学長・産学連携本部長 | 赤平 昌文 |
| 東京大学 | 教授・産学連携本部長 | 影山 和郎 |
| 東京工業大学 | 理事・副学長・産学連携推進本部長 | 伊澤 達夫 |
| 京都大学 | 副理事・産官学連携本部長 | 牧野 圭祐 |
| 名古屋大学 | 理事・副総長・産学官連携推進本部長 | 宮田 隆司 |
| 大阪大学 | 理事・副学長・産学連携推進本部長 | 西尾 章治郎 |
| 九州大学 | 理事・副学長・知的財産本部長 | 安浦 寛人 |

行政刷新会議「事業仕分け」

事業番号 3-23 地域科学技術振興・産学官連携の「廃止」評価に対する意見

教育基本法において「研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与すること」が大学の使命として位置付けられており、国立大学法人法において「国立大学における研究成果を普及し、及びその活用を促進すること」が国立大学の業務として定められています。さらに科学技術基本計画において「厳しい国際競争の中、独自の研究成果から絶えざるイノベーションを創出していかねばならない我が国にとって、産学官連携は、その実現のための重要な手段であり、持続的・発展的な産学官連携システムを構築する」と謳われています。このように、大学で生み出された研究成果の社会還元のためにも、オープンイノベーションの推進による我が国産業の国際競争力強化のためにも、大学における産学連携活動、すなわち知的財産管理、技術移転、地域連携、企業等との共同研究の推進、大学発ベンチャー等の育成や事業化の推進等は、大学が継続的・発展的に取り組まなければならない重要な事業です。

我々国立大学法人の産学官連携関連本部は、上記大学の使命と責務、並びに社会からの強い要請を受け、平成15年から5カ年計画で知財本部整備事業に着手し、さらに平成20年からは産学官連携戦略展開事業を推進してきました。産学連携は成果を生み出すまでに長い道のりが必要な事業であり、今までの取り組みの成果がようやく実を結びつつある、まさにそのような時期に、当該事業が事業仕分けにおいて廃止と評価されたことは、国立大学法人の産学官連携活動に関わる者として、思いもよらない結果であり、将来に禍根を残しかねない判断であると言わざるを得ません。評価の再検討をぜひともお願いすべきであると考えます。

産学官連携戦略展開事業は、国際化の推進や各大学の特色を生かした活動を支援し、産学連携活動のピークを伸ばすと同時に裾野を広げる事業です。大学における産学官連携活動の基盤を支えている本事業の継続が不可欠であることをご理解いただき、当該事業の継続に向けて最大限のご尽力をお願い申し上げます。